

河野氏、西山氏、黒田氏が行政相談委員に委嘱されました

行政相談を実施しています
 ▼日時 毎月第3月曜日午後1時30分～3時30分
 ※祝日の場合は第2月曜日に変更
 ▼場所 産業文化会館2階第1会議室
 ▼問い合わせ 地域づくり支援課へら安心担当
 (内線257)



黒田 和男 氏
(矢場)



西山 カツ枝 氏
(長野)



河野 恭男 氏
(真名板)

国の行政機関などの業務に関する苦情や意見・要望などを聴き、その解決や実現を図るため、皆さんの身近な相談相手となる行政相談委員として、平成31年4月1日付けで河野恭男氏、西山カツ枝氏、黒田和男氏が総務大臣から委嘱されました。

地域の身近な相談相手 民生委員・児童委員

～5月12日は民生委員・児童委員の日です～

民生委員・児童委員、主任児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けた、地域の福祉ボランティアです。自らも地域住民の一員として、担当地域の高齢の方、障がいのある方、子供たちの見守りを行っています。

また、市民の立場に立ってさまざまな相談に応じ、必要に応じて市や社会福祉協議会などの専門機関とのつなぎ役に努めています。なお、民生委員・児童委員、主任児童委員には、法に基づく守秘義務があり、相談の秘密は守られます。

民生委員・児童委員の3つの基本姿勢

「社会奉仕の精神」
 「基本的人権の尊重」
 「政治的中立」

※市内では現在、146人の民生委員・児童委員と11人の主任児童委員が、活動しています。

※自身の地区の担当民生委員・児童委員や主任児童委員を知りたい方は、福祉課に問い合わせください。

▶問い合わせ 同課トータルサポート推進担当
 (内線267)

中学生までのお子さんを育てている皆さんへ 児童手当現況届の提出をお願いします

現在、児童手当を受給されている方は、6月中旬に「児童手当現況届」の提出が必要となります。該当する方には、現況届に関する書類を送付しますので、必ず6月中旬に提出してください(公務員の方は、勤務先で手続きを行ってください)。

▶受付日時 6月9日(日)～28日(金)午前9時～午後5時(土曜日を除く) ※日曜日は正午まで

▶受付場所 市役所1階ロビー、南河原支所

▶対象 中学生までのお子さんを養育している方
 ※お子さんが施設に入所している場合や里親などに預けられている場合は、その施設の設置者や里親など

▶持ち物

- ・現況届
- ・印鑑(朱肉を使用するもの)
- ・受給者本人の健康保険証の写し(厚生年金加入者のみ)
- ・受給者および支給対象児童の在留カードまたは外国人登録証の写し(在留カードまたは外国人登録証をお持ちの方)

▶支給金額

- 【3歳未満】月額15,000円
- 【3歳以上小学校修了前】月額10,000円(第3子以降は15,000円)
- 【中学生】月額10,000円

▶所得制限 所得金額が一定以上の場合は、児童1人につき月額5,000円が支給されます。

▶注意 現況届の提出がない場合は、6月分以降の児童手当を受給することができません。

▶その他 郵送による提出も可能です。

▶問い合わせ 子ども未来課給付担当(内線292)

～行田の歴史と文化を感じるまち並みづくり～ ふるさとづくり事業をご活用ください

市では、足袋蔵などの歴史的資産を活用した景観整備を推進するとともに、地域の皆さんと一体となって街なかのにぎわい創出を図るため、「ふるさとづくり事業」を実施しています。歴史的建築物が集積する行田地区およびその周辺の地区で、自宅や店舗の改修などを予定されている方は、本制度の活用をご検討ください。

ふるさとづくり事業

この事業は、次の4つの事業の総称で、行田ならではのまち並み景観に配慮した外観の改修や歴史的建築物の改修などを行う市内の活動団体や個人・事業者に対して、整備費用の一部を補助するものです。本事業の活用を検討または申請する場合は、企画政策課へご相談ください。

事業名	事業内容	対象	補助率	限度額
A. 足袋蔵等歴史的建築物改修・活用事業	歴史的建築物を改修し、その建物を利用して10年以上にわたり公益性の高いソフト事業を実施する事業に補助します。	①NPO法人②地域活動団体③ボランティア団体④商業や農業などの関連団体	10分の10以内	2,000万円
B. 行田らしいまち並みづくり事業(※)	城下町や足袋のまちとしてにぎわった行田をイメージさせる外観に建物を改修したり、塀や看板などを設置・改修したりする事業に補助します。	建築物を所有する個人・事業者または団体	2分の1以内	100万円
C. おもてなし・にぎわい創出事業	観光拠点への案内標示板の整備や、空き店舗を活用して休憩・授乳できる施設整備事業に補助します。	建築物を所有する個人・事業者または団体	2分の1以内	40万円
D. 日本遺産構成資産公開活用促進事業	日本遺産構成資産の歴史的建築物を改修し、この建物を利用して10年以上にわたって広く一般公開する事業に補助します。	①建築物を所有する個人・事業者または団体 ②所有者の同意を得た者	3分の2以内	500万円

※B.「行田らしいまち並みづくり事業」の対象となる事例



店舗の改修



外壁の改修



塀の改修

▶補助対象要件

- ・行田地区およびその周辺の地区であること
- ・市内業者の施工であること
- ・市税などの滞納がないこと

▶その他 審査会の審議を経るため、申請から決定までにおおむね1カ月半程度かかります。

▶問い合わせ 同課企画政策担当(内線310)